

公 告

令和 5 年度市報作成及び印刷業務に係る公募型プロポーザルを実施するので、次のとおり公告する。

令和 5 年 1 月 20 日

嬉野市長 村上 大祐



1 業務概要

- (1) 業 務 名 令和 5 年度市報作成及び印刷業務
- (2) 業務内容 別紙令和 5 年度市報作成及び印刷業務委託仕様書のとおり
- (3) 履行期間 令和 5 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日

2 プロポーザル募集の流れ

(1) 参加申込書等の提出

本プロポーザル募集に参加を希望する者から、令和 5 年度市報作成及び印刷業務プロポーザル審査会(以下プロポーザル審査会という。)参加申込書及び会社概要を証する資料の提出を求める。

(2) プロポーザル提案書等(以下提案書等という。)の提出

参加資格を有する者から、提案書及び実務実績内容等の資料の提出を求める。

(3) プロポーザル審査会の実施

プロポーザル審査会を実施し、受託者を選定する。

3 参加資格及び共同体に関する事項

本事業を遂行するにあたり、下記要件をすべて満たしていること。

- ① 本事業を遂行するにあたり、十分な知識及び技術、体制を有すること。
- ② 過去 5 年以内に九州内自治体における自治体広報紙制作の実績があること。
- ③ 令和 5 年度一般競争(指名競争)参加資格審査申請(以下「参加資格審査申請」という。)が登録されていること。なお、参加資格審査申請が提出されていない場合は、参加申込書提出前までに手続きが完了していること。
- ④ 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当する者でないこと。
- ⑤ 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)により、更生手続き開始の申し立てをしている者でないこと。
- ⑥ 民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)により、再生手続き開始の申し立てをしている者でないこと。
- ⑦ 本市から指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- ⑧ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号に掲げる暴力団、同条第 6 号に規定する暴力団員である役職員を有する団体並びにそれらの利益となる活動を行う者でないこと。

4 手続き等

(1) 問い合わせ

〒849-1492 佐賀県嬉野市塩田町大字馬場下甲 1769 番地
嬉野市役所 広報・広聴課 (TEL)0954-66-9115 (FAX)0954-66-3119
(メール) info@city.ureshino.lg.jp

(2) プロポーザル実施要領等の入手方法

実施要領・仕様書・参加申込書等は、公告の日から嬉野市ホームページに掲載する。
(<http://www.city.ureshino.lg.jp/>)

(3) 参加申込書（様式1）及び会社概要資料の提出期限、提出場所及び提出方法

- ① 提出期限 令和5年2月1日(水) 17時まで必着
- ② 提出場所 嬉野市役所 広報・広聴課
- ③ 提出方法 持参又は郵送で提出。

(4) 仕様書等に関する質問表（様式2）の提出期限、提出場所及び提出方法

- ① 提出期限 令和5年2月1日(水) 17時まで必着
- ② 提出場所 嬉野市役所 広報・広聴課
- ③ 提出方法 持参、郵送、FAXまたは電子メールで提出

(5) 実績書（様式3）及び提案書の提出期限、提出場所及び提出方法

- ① 提出期限 令和5年2月8日(水) 17時まで必着
- ② 提出場所 嬉野市役所 広報・広聴課
- ③ 提出方法 持参又は郵送で提出

(6) プロポーザル審査会

- ① 実施予定日 令和5年2月16日(木)
- ② 実施場所 嬉野市役所 塩田庁舎3階 3-1会議室

5 契約方法

選定された最適提案者は、市と委託内容、経費等について再度調整を行い、協議が整った場合に委託契約を締結する。但し、契約の締結をする時期は、令和5年度予算が成立した後とする。なお、その者との契約が成立しない場合には、次点者と交渉を行うものとする。

6 その他

- (1) 詳細はプロポーザル実施要領、参加申込書・企画提案書作成要領等によります。
- (2) 提案書等の著作権は応募者に帰属します。
- (3) 著作権等に関する公的権利の確保は応募者が自らの責任で行ってください。
- (4) 参加報酬は無報酬とします。